

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	積水化学工業株式会社		コード	4204
提出日	2023/2/16	異動(予定)日	2023/2/16	
独立役員届出書の提出理由	「2. 独立役員・社外役員」の独立性に関する事項」の「役員の属性」について、誤りがあり、訂正をしたため。			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)												異動内容	本人の同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当なし	
1	加瀬 豊	社外取締役	○															有	
2	大枝 宏之	社外取締役	○															有	
3	野崎 治子	社外取締役	○															有	
4	肥塚 見春	社外取締役	○															有	
5	宮井 真千子	社外取締役	○														○	訂正・変更	有
6	鈴木 和幸	社外監査役	○														○		有
7	清水 涼子	社外監査役	○														○	訂正・変更	有
8	義毛 良和	社外監査役	○														○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	加瀬氏が2017年6月まで業務執行を務めておりました双日株式会社との間に営業上の取引がありますが、直近事業年度における当社および同社の売上高それぞれに対する取引金額の割合は、いずれも1%未満であり、当社の「社外役員の独立性に関する基準」の要件および東京証券取引所が定める独立役員を満たしていますので、同氏は社外取締役としての独立性を十分に有していると判断しています。	<p><社外取締役とした理由> 加瀬氏は、当社の社外取締役就任後、総合商社の経営者として培われたグローバルな企業経営や経営戦略に関する豊富な経験と実績を活かし、取締役会において当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っています。また、指名・報酬等諮問委員会委員長として、同委員会において適宜必要な発言を行っています。以上の理由によって、当社グループの企業価値向上に寄与していただけるものと判断し、同氏を引き続き社外取締役候補者としました。</p> <p><独立役員に指定した理由> 同氏は、「4. 補足説明」に記載の当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしており、社外役員としての独立性を有しています。このことから、一般株主の利益保護の役割を十分に果たすことができると判断し、独立役員として指定しました。</p>
2	大枝宏之氏が2017年6月まで業務執行を務めておりました株式会社日清製粉グループ本社との間に営業上の取引がありますが、直近事業年度における当社および同社の売上高それぞれに対する取引金額の割合は、いずれも1%未満であり、当社の「社外役員の独立性に関する基準」の要件および東京証券取引所が定める独立役員を満たしていますので、同氏は社外取締役としての独立性を十分に有していると判断しています。	<p><社外取締役とした理由> 大枝宏之氏は、当社の社外取締役就任後、国内最大手製粉会社の経営者として培われたグローバルな企業経営や経営戦略、海外M&Aの実施などの幅広い経験と手腕を活かし、取締役会において当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っています。また、指名・報酬等諮問委員会委員長として、同委員会において適宜必要な発言を行っています。以上の理由によって、当社グループの企業価値向上に寄与していただけるものと判断し、同氏を引き続き社外取締役候補者としました。</p> <p><独立役員に指定した理由> 同氏は、「4. 補足説明」に記載の当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしており、社外役員としての独立性を有しています。このことから、一般株主の利益保護の役割を十分に果たすことができると判断し、独立役員として指定しました。</p>
3	野崎治子氏が2022年4月から理事として業務執行を務めておられます京都大学との間に営業上の取引並びに同大学への寄付がありますが、直近事業年度における同大学経常収益および当社の売上高それぞれに対する取引金額の割合は、それぞれ1%未満であり、当社の「社外役員の独立性に関する基準」の要件および東京証券取引所が定める独立役員を満たしていますので、同氏は社外取締役としての独立性を十分に有していると判断しています。	<p><社外取締役とした理由> 野崎治子氏は、株式会社堀場製作所における人事、教育に関する経験と、ダイバーシティ推進、次世代育成等に関する高い見識を持ち、現在は京都大学理事および西日本旅客鉄道株式会社社外取締役の職を担っています。当社としては、同氏が、取締役会において人材に関する知見を中心とした中長期的課題に対する的確な助言を行っていただくことに期待し、それにより当社グループの企業価値向上に寄与していただけるものと判断したため、同氏を社外取締役候補者としました。なお、同氏は社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与されたことはありませんが、上記の理由に基づき、社外取締役として職務を遂行いただけるものと判断しています。</p> <p><独立役員に指定した理由> 同氏は、「4. 補足説明」に記載の当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしており、社外役員としての独立性を有しています。このことから、一般株主の利益保護の役割を十分に果たすことができると判断し、独立役員として指定しました。</p>
4	肥塚見春氏が2016年5月まで業務執行を務めておりました株式会社高島屋との間に営業上の取引がありますが、直近事業年度における当社および同社の売上高それぞれに対する取引金額の割合は、いずれも1%未満であり、当社の「社外役員の独立性に関する基準」の要件および東京証券取引所が定める独立役員を満たしていますので、同氏は社外取締役としての独立性を十分に有していると判断しています。	<p><社外取締役とした理由> 肥塚見春氏は、株式会社高島屋で代表取締役企画本部長、営業本部長を歴任され、経営陣の一員として、長年、同社の経営に携わってきました。現在は日本郵政株式会社、南海電気鉄道株式会社、日本ペイントホールディングス株式会社の社外取締役の職を担っています。当社としては、同氏が、取締役会において多様な業界における経験を活かし、多角的かつ的確な助言を行っていただくことに期待し、それにより当社グループの企業価値向上に寄与していただけるものと判断したため、同氏を社外取締役候補者としました。</p> <p><独立役員に指定した理由> 同氏は、「4. 補足説明」に記載の当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしており、社外役員としての独立性を有しています。このことから、一般株主の利益保護の役割を十分に果たすことができると判断し、独立役員として指定しました。</p>
5		<p><社外取締役とした理由> 宮井真千子氏は、パナソニック株式会社で役員の職を歴任し、その後は森永製菓株式会社において取締役およびマーケティング部門の部門長を務めるなど、消費者を意識した職務を中心に、当社とは異なる業界で幅広い職務経験を持っています。当社としては、同氏が、取締役会において豊富な経験と幅広い知見を活かし、的確な助言を行っていただくことに期待し、それにより当社グループの企業価値向上に寄与していただけるものと判断したため、同氏を社外取締役候補者としました。</p> <p><独立役員に指定した理由> 同氏は、「4. 補足説明」に記載の当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしており、社外役員としての独立性を有しています。このことから、一般株主の利益保護の役割を十分に果たすことができると判断し、独立役員として指定しました。</p>
6		<p><社外監査役とした理由> 鈴木和幸氏は品質管理ならびに信頼性工学に関する高い見識と豊富な経験を有しています。長年にわたりデミング賞委員会委員として国内・海外のデミング賞受賞企業を指導されるなど企業経営に貢献しており、当社の監査役就任以来、取締役会および監査役会において品質管理等の専門的見地から有益な意見・提言を行っており、監査役会および取締役会の監督機能の向上に貢献いただいておりますので、同氏を引き続き社外監査役に選任しています。</p> <p><独立役員に指定した理由> 同氏は、「4. 補足説明」に記載の当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしており、社外役員としての独立性を有しています。このことから、一般株主の利益保護の役割を十分に果たすことができると判断し、独立役員として指定しました。</p>
7		<p><社外監査役とした理由> 清水涼子氏は公認会計士として国内・海外の会計に関する専門的知見と豊富な監査経験を有しており、当社グループがグローバル事業の拡大と持続的な企業価値向上を目指すにあたり適切な人材であると判断し、同氏を引き続き社外監査役に選任しています。</p> <p><独立役員に指定した理由> 同氏は、「4. 補足説明」に記載の当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしており、社外役員としての独立性を有しています。このことから、一般株主の利益保護の役割を十分に果たすことができると判断し、独立役員として指定しました。</p>
8		<p><社外監査役とした理由> 義毛良和氏は、弁護士として、事業再生、企業再編・M&A、コンプライアンス・内部統制等の企業法務全般において豊富な実績と高い見識を持っています。これらを当社の監査に反映していただくとともに、特にコンプライアンスの観点から経営判断の適切性をチェックいただき、当社の社会的信頼の向上に寄与していただけるものと期待できることから、社外監査役候補者としました。なお、同氏は、社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与されたことはありませんが、上記の理由に基づき、社外監査役として職務を遂行していただけるものと判断しています。</p> <p><独立役員に指定した理由> 同氏は、「4. 補足説明」に記載の当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしており、社外役員としての独立性を有しています。このことから、一般株主の利益保護の役割を十分に果たすことができると判断し、独立役員として指定しました。</p>

4. 補足説明

<p>当社は、以下のとおり「社外役員の独立性基準」を定めており、以下のすべての要件を満たす者を社外役員候補者として指名しています。</p> <p>「社外役員の独立性基準」</p> <ol style="list-style-type: none"> 現在および過去において当社または当社グループの業務執行取締役、執行役員、支配人その他の使用人でないこと。 当社グループから、役員としての報酬以外に年間1,000万円を超える金銭その他の財産を、受けていないこと。 当人および本務会社(注1)が、当社の主要株主(注2)でないこと。 本務会社の事業が、当社の主要な事業(注3)と競合していないこと。 本務会社が当社の主要な取引先(注4)でないこと。 本務会社が当社の主要な借入金先でないこと。 就任前5年間において、当社の会計監査人である監査法人に所属する者でないこと。 当社の業務執行取締役が、本務会社の取締役を兼任していないこと。 上記1～8で就任を制限している者の親族(注5)でないこと。 <p>(注)1. 「本務会社」とは、社外役員候補者が他社の業務執行者である場合の当該他社をいいます。 2. 「主要株主」とは、保有する当社の株式数が上位10位以内である株主をいいます。 3. 「当社の主要な事業」とは、当社の事業報告に開示したカンパニーの主要な事業をいいます。 4. 「主要な取引先」とは、当社との取引が、当社または当該取引先の連結売上高に占める割合が2%以上である会社をいいます。 5. 「親族」とは、配偶者または二親等以内の親族もしくは同居の親族をいいます。</p>

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f, g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員相互間の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上a～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。